

議案第66号

葛飾区子ども未来プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月5日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

一時預かり事業に係る使用料を無償化する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区子ども未来プラザ条例の一部を改正する条例

葛飾区子ども未来プラザ条例（令和元年葛飾区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(一時預かり事業の利用に係る使用料)

第6条 一時預かり事業の利用に係る使用料は、0円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。